機関名	浜名湖ボートレース企業団
任命権者	企業長　山本　一敏
計画期間	令和７年４月１日～令和 12 年３月 31 日（５年間）
浜名湖ボートレース企業団における障害者雇用に関する課題	浜名湖ボートレース企業団においては、令和６年度末時点で法定雇用率を達成しており、これまで着実に障害者雇用を行ってきた。しかし、令和７年度以降は法定雇用率未達が見込まれていることに加え、令和８年度７月には法定雇用率が 3.0%に引き上げられることから、積極的な採用に向けて、ヒアリングやアンケート等を活用した職務の選定及び創出、職場整備を検討する。また障害者雇用支援機関と連携し、計画的な障害者雇用を推進していく必要がある。
目標	
①採用に関する目標	【実雇用率】（各年６月１日時点） （各年度）当該年６月１日時点の法定雇用率以上 （参考）令和６年６月１日時点の実雇用率：2.86% （評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理
②定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない （評価方法）毎年の任免状況通報のタイミングで、障害者の定着状況を把握・進捗管理
取組内容	
１．障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を設定し、掲示板等により周知する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、３か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
２．障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、関係各所に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。 ○ヒアリングやアンケート等を活用し、障害者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。
３．障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○相談窓口への相談のほか、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
４．その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。